

## 新型コロナウイルスの影響による「もしもし検定」受検等に関する特例措置の延長について

新型コロナウイルスの感染拡大等により、「もしもし検定」を受講・受検できなかった方について、2020年2月～2022年2月の期間において特例措置を設けることとしました。(2021年1月13日通知)しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大は未だ沈静化されないことから、特例措置の期間を更に1年間延長して、2020年2月～2023年2月の期間といたします。

1. 4級合格者が3級を受検する場合の筆記試験の免除期間を延長します。  
電話対応技能検定試験細則では、4級試験合格後、2年以内であれば3級の筆記試験が免除されますが、特例措置により、筆記試験の免除期間を延長します。
2. 1級～4級の事前研修に関する有効期間を延長します。  
受講修了証明書の有効期間は、2年間です。各級の事前研修修了後、2年以内であれば何回でも受検が可能ですが、特例措置により、事前研修の有効期間を延長します。

(参考) 事前研修について

- 4級合格者が3級を受検する場合、7時間以上の事前研修が必要
- 1級～3級は、15時間以上の事前研修が必要

3. 指導者級養成講座の事前研修の有効期限を延長します。  
指導者級養成講座は、3日間の事前研修を受講した上で最終試験を受検しますが、再受検する方は、2年以内であれば1日間の事前研修で再受検が可能です。  
特例措置により、事前研修の有効期間を延長します。
4. 上記1～3の特例措置の適用期間(対象者)  
**2020年2月～2023年2月の間に受検する方**
5. 上記特例措置に関する申請方法  
上記特例措置の適用を希望する受検者は、別添の「特例措置申請書(新型コロナウイルス関連)」を、検定事務局宛に提出してください。

- (1)4級合格者が筆記試験の免除期間延長を希望する場合  
受検者本人が、実施機関経由で「特例措置申請書(新型コロナウイルス関連)」を提出してください。
- (2)1級～4級の事前研修の有効期間延長を希望する場合  
受検者本人が、実施機関に申し出ることで受講修了証明書の有効期間を延長します。(「特例措置申請書(新型コロナウイルス関連)」を提出する必要はありません)
- (3)指導者級養成講座の事前研修の有効期間延長を希望する場合  
受検者本人が、検定事務局に申し出ることで受講修了証明書の有効期間を延長します。(「特例措置申請書(新型コロナウイルス関連)」を提出する必要はありません)

なお、指導者級資格保持者の資格更新期限については、特例措置を設定しませんが、

今後、新型コロナウイルスの影響拡大等により、検定の実施、資格更新に必要な講習が行われなくなった等の場合は、別途、更新手続きについてご案内します。